※本紙に手書きでご記入の場合は PDF 形式に変換のうえ、e-mail:kouriten@ofsi.or.jp あてにお送りください。

第３６回優良経営食料品小売店等表彰事業　応募申込書

店舗・組合等の名称	推薦団体名
当該表彰事業の趣旨に賛同し、参加を申し込みます。 令和　　年　　月　　日	左記の小売店または組合・商店街等は当該表彰事業の趣旨に合致すると認められるので推薦します。 令和　　年　　月　　日
（ふりがな） 店舗名・組合等名	（ふりがな） 団体名
〒 店舗・事務所所在地	（ふりがな） 代表者 役職・氏名
TEL	（ふりがな） 担当者 役職・氏名
ホームページ	〒 住所
E-mail	TEL
（ふりがな） 代表者 役職・氏名	E-mail
（ふりがな） 担当者 役職・氏名	

小売業部門（組合・商店街部門の方は記載不要です）

業種	□①専門食料品小売業　□1.青果　□2.鮮魚　□3.食肉　□4.花き　□5.酒類　□6.牛乳　□7.米穀　□8.パン　□9.和・洋菓子　□10.麺　□11.豆腐　□12.蒲鉾　□13.惣菜　□14.米菓　□15.漬物　□16.茶等　□17.その他（　　） □②総合食料品小売業
業務形態	〈A〉審査対象　□1.対面販売（実店舗に限る，必須）　□2.通信販売　□3.催事販売　□4.移動販売　□5.宅配　□6.業務用おさめ（近隣の飲食店、宿泊施設、学校、病院などへ食材としておさめている） 〈B〉審査対象外　□11.農業　□12.漁業　□13.製造業　□14.卸売業　□15.飲食店　□16.ｲｰﾄｲﾝ　□17.委託販売　□18.煙草　□19.燃料　□20.雑貨等 〈B〉における経営形態　〈A〉と　□1.同一会社　□2.別会計
営業許認可等	□1.魚介類　□2.食肉　□3.乳類　□4.生菓子　□5.惣菜　□6.弁当　□7.米　□8.酒　□9.食品製造　□10.移動販売　□11.その他（　　）
過去３年以内の行政的制裁処分有無（JAS 法・容器包装リサイクル法・食品衛生法など）	□有　（　　）　□無

従業員数内訳		店主・専従役員	家族従業員	雇用従業員	ﾊﾟｰﾄ（注）	計
	男					
	女					
	計					

1 支店がある場合は、本支店合計の人数を記入して下さい。
（注）ﾊﾟｰﾄは 8 時間勤務で 1 人として計算
例:1 日 4 時間勤務のﾊﾟｰﾄ 2 名でﾊﾟｰﾄ 1 人として換算

創業年月	（西暦又は元号）　年
過去の受賞履歴（当表彰事業及び他団体）	（西暦又は元号）　年 （表彰名又は賞名）

組合・商店街等共同活動部門（小売業部門の方は記載不要です）

設立年	（西暦又は元号）　年	当機構からの文書送付先（連絡が取れるところ）	□1.組合等事務所　□2.代表者店舗　□3.担当者店舗
組織の種類	□1.事業協同組合　□2.企業組合　□3.協同組合　□4.商工組合　□5.商店街振興組合　□6.その他（　　）		
代表者店舗住所	〒	TEL	業種
		Email	
担当者店舗住所	〒	TEL	業種
		Email	

組合員等の業種内訳

	①青果	②鮮魚	③食肉	④その他食料品（①②③以外）	⑤花き	⑥総合食料品	⑦その他	合計
設立時	店	店	店	店	店	店	店	店
現在	店	店	店	店	店	店	店	店

※「④その他食料品」とは、酒類・牛乳・米穀・パン・菓子・麺・蒲鉾・煮豆・惣菜・茶等を指す。

過去の受賞履歴（当表彰事業及び他団体）	（西暦又は元号）　年　（表彰名又は賞名）

お手元に控えを必ず残して下さい。

第36回

優良経営食料品小売店等表彰

募集期間　令和８年４月６日～令和８年６月 30 日

魅力や活気にあふれた食料品店、商店街を大募集！

食シス機構　検索

趣旨

独創的な経営技術を駆使し、優れた経営成績を上げている全国の中小の食料品小売店、花き小売店および食品流通の効率化、環境対策、地域活性化等を共同で展開する組合等を発掘し表彰することにより、食料品小売事業者等の意欲の向上と食料品小売業界の発展に寄与することを目的として本表彰事業を実施します。

各賞の紹介

- ■農林水産大臣賞 …… 総合的に優秀な経営技術と経営成績であること
- ■農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）賞 …… 優秀な経営技術と経営成績であること
- ■日本経済新聞社賞 …… 革新的な経営技術であること
- ■日本政策金融公庫総裁賞 …… 地域活性化に貢献していること
- ■食品等持続的供給推進機構会長賞 …… 優良な経営技術と経営成績であること
- ■食品等持続的供給推進機構会長奨励賞 …… 良好な経営技術と経営成績であること

＜令和７年度　農林水産大臣賞受賞店＞

[鮮魚] 町の小さな魚屋さん　千林江山 （大阪府大阪市旭区）	[米穀] 株式会社米蔵屋 （愛知県知立市）	[パン] 株式会社 r-joule （兵庫県神戸市中央区）
お客様に美味しさを届けるため、とことんこだわる鮮魚店	「ストックヤードシステム」など、新しい価値を提案するお米屋	健康にアンテナが立っていく、栄養を伝えるパン屋

https://www.ofsi.or.jp/concours/rireki/ に過去受賞店の詳細を掲載しています。

■主催　公益財団法人 食品等持続的供給推進機構
■後援　農林水産省　日本経済新聞社　日本政策金融公庫

募集対象

＜小売業部門＞

・専門食料品小売業（生鮮食品、加工食品及び花き）

・総合食料品小売業

＜組合・商店街等共同活動部門＞

食品流通の効率化、環境対策、地域活性化等のために共同事業に取り組んでいる組合など。

＞＞小売業部門応募資格

①法人または個人が経営する独立店舗であること。
②営業許認可又は販売の届出が必要な業種にあっては、当該許認可及び販売届出の手続をとっていること。
③対面販売をしている小売業の実店舗があること。
④従業員数がおおむね 50 人以下であること。　※パート・アルバイトは８時間で１人とする。
⑤審査に当たっては、実店舗における対面販売を基本とし、その他の販売形態については対面販売をどのように補完する形で活用されているか考慮する。この場合、下記表の＜Ｂ＞の売上がある場合は、＜Ａ＞に伴う効果とみなし、＜Ｂ＞の業態のノウハウは審査対象としない。

決算書の売上高全体において	
	＜Ａ＞小売と見なすもの ＝ 審査対象とするもの ・対面販売（実店舗に限る、必須）　・通信販売　・催事販売　・移動販売　・宅配 ・業務用おさめ（近隣の飲食店、宿泊施設、学校、病院などへ食材としておさめている）
	＜Ｂ＞小売と見なさないもの ＝ 審査対象としないもの ・小売店に併設する飲食店 ・イートインコーナーにおけるドリンク等のメニュー ・併設している小売店と関連のない製造業、卸売業 ・百貨店やスーパー、道の駅に販売を委託しているもの（ただし自店員常勤の場合は支店扱いとするため除く） ・農業、漁業、不動産、燃料、宿泊施設の売上 ・自社商品、仕入商品問わず食料品以外の売上（ただし総合食料品店や＜Ａ＞とのコラボ商品等は除く）

⑥フランチャイズチェーンまたはボランタリーチェーンに加盟していないこと。 ※ただし、チェーン本部からノウハウ指導を受けていない場合は応募資格があります。
⑦営業経歴が２年以上であること。
⑧当表彰への再応募の場合は、当表彰における農林水産大臣賞の受賞経験がないこと。その他の賞受賞の場合は２年以上経過していること。
⑨過去３年間に食品関係法令（食品衛生法・JAS 法・容器包装リサイクル法等）で行政的処分を受けていないこと。また、過去３年間に刑事罰に処せられていないこと。 ※上記違反が判明した場合は、審査経過中又は受賞決定後であっても資格を取り消します。

＞＞組合・商店街等共同活動部門応募資格

①運営組織が関係法令に基づき組織化された協同組合又は定款・構成員名簿・収支予算書等を備えているグループ等であること。
②運営組織設立２年以上経過していること。
③運営組織の構成店が３店以上で構成されていること。
④構成店の中に『小売業部門応募資格』に該当する食料品を扱う店舗があること。
⑤当表彰への再応募の場合は、当表彰における農林水産大臣賞の受賞経験がないこと。その他の賞受賞の場合は２年以上経過していること。
⑥過去３年間に食品関係法令（食品衛生法・JAS 法・容器包装リサイクル法等）で行政的処分を受けていないこと。また、過去３年間に刑事罰に処せられていないこと。 ※上記違反が判明した場合は、審査経過中又は受賞決定後であっても資格を取り消します。

審査方法

・応募申込書による一次審査に合格した店舗等には、二次審査書類（調査表）を提出していただきます。

・二次審査書類（調査表）を元に書面審査を行い、審査委員会にて選考をします。

・必要に応じて現地訪問調査を行う場合があります。

審査の視点

・店舗設備の工夫、販売促進の手法、人材教育の取組、コストの削減策などの経営ノウハウを次の基準で審査します。

1．業績向上に貢献しているか。

2．独創性に富み、仕組みとして確立されているか。

3．広く普及できるビジネスモデルであるか。

・小売業部門の、小売の複合的な経営形態の場合は、各店舗の関連性、一体性、統合性を考慮します。

スケジュール（予定）

①応募申込締切 令和８年６月30日 → ②一次審査 令和８年７月上旬～ → ③調査表提出依頼 令和８年７月下旬～ → ④二次審査 令和８年８月下旬～ → ⑤第１回審査委員会 令和８年10月下旬 → ⑥第２回審査委員会 令和８年11月中旬 → ⑦受賞通知 令和９年１月中 → ⑧表彰式※・賞公表 令和９年２月中

※表彰式で主催者が撮影した写真は当機構HP、機関誌等に掲載される場合があります。
また参加店舗が自社の広報活動として式典の様子をSNS等に掲載する場合があります。

応募方法および問い合わせ先

応募の際は、原則当機構ホームページの優良経営食料品小売店等表彰事業のページにある応募申込書（word形式）に入力のうえ、募集期間中に下記アドレスあてにお送り下さい。

また裏面の応募申込書に記入して応募する場合もPDF形式に変換のうえお送り下さい。

受信トラブル防止のため事前に電話でのご一報をお願いいたします。

■小売業部門

・応募申込書（小売業部門）

・写真２種類（店舗正面全景、店内）

・決算書２期分（貸借対照表、損益計算書、販売管理費及び一般管理費内訳、製造原価報告書、損益処分計算書の内、該当するもの）

■組合・商店街等共同活動部門

・応募申込書（組合商店街等部門）

・写真２種類（商店街、イベント風景等）

・事業計画書及び収支予算書２期分

・組合等の定款または組合規約

・構成員名簿

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構　業務部　担当　篠塚

〒 101-0032　東京都千代田区岩本町 3-4-5　第１東ビル 6F

TEL 03-5809-2175　FAX 03-5809-2183　e-mail kouriten@ofsi.or.jp

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構の紹介

「食料システム法」に基づき、食品等の持続的な供給を民間サイドから推進する団体として、農林水産大臣の指定を受け、幅広い視野に立って、食品等のサプライチェーンにおいて事業活動を展開している食品等事業者を支援する各種の事業を推進しています。